

飯田市立病院 床頭台等設置運営に関する仕様書

1 目的

患者サービスの向上を図るとともに、医療スタッフへの情報共有支援を実現する。

2 契約方法

床頭台等設置運営するための市有財産の賃貸借契約

3 賃貸借する市有財産

所在地：飯田市八幡町438番地

設置場所	設置台数（台）				面積（㎡）
	床頭台ユニット	アーム式TV	スタンド式TV	洗濯乾燥機	
救急病棟	6	—	—	—	1.80
ICU	1	—	—	—	0.30
周産期センター	38	—	—	1	11.79
3階西病棟	47	—	—	1	14.49
3階東病棟	42	—	—	1	12.99
4階東病棟	46	—	—	1	14.19
5階西病棟	46	—	—	1	14.19
5階東病棟	43	—	—	1	13.29
6階西病棟	48	—	—	1	14.79
6階東病棟	44	—	—	1	13.59
腎センター	—	17	1	—	—
外来化学療法	—	13	—	—	—
地階倉庫	—	—	—	—	10.01
計	361	30	1	8	121.43

4 賃貸借期間

設置日から8年間

ただし、飯田市立病院が公用又は公共用に供するための必要が生じたとき、その他飯田市立病院が必要と認めるときは、本契約を解除することができる。

5 賃貸借料の額

飯田市立病院が設定する定額分に変動額分を加算した額。

(1) 定額分 年額 235,770 円（税込）

(2) 変動額分 毎月の売上金額に価格提案書に記載の料率を乗じて得た額。

6 賃貸借料の納付

(1) 定額分は前納とし、毎年納付すること。

(2) 変動額分は、当該月の翌月 20 日までに納付すること。

7 契約保証金

契約保証金は、金 700,000 円とし、その納入は免除とする。ただし、契約を履行しない場合は、契約保証金に相当する金額を違約金として納付すること。

8 売上金額の報告

床頭台等設置運営事業者は、賃貸借料の変動額部分の基礎となる毎月の売上金額を報告書により翌月 20 日までに飯田市立病院に提出すること。

9 必要経費の負担区分

床頭台等設置運営に関する飯田市立病院及び床頭台等設置運営事業者に係る必要経費の負担区分は、次表のとおりとする。

項 目	負担区分	
	病院	事業者
公募の参加申込手続き及び契約締結に要する費用		●
床頭台等の導入に係る費用 (システム構築費、搬入、設置及び調整に係る費用を含む)		●
ベッドサイド端末に係る電子カルテ接続、改修等に要する費用及びネットワーク設定に要する費用(電子カルテ側の改修費用も含む)		●
入院案内放送(無料)の作成、更新に要する費用		●
NHK放送受信契約手続きに要する費用及び放送受信料		●
情報ネットワークの設定及び通信機能の構築		●
病院の提供できるネットワークの有効帯域が事業者の想定に対して不足する場合のネットワークの構築費用		●
床頭台等設置場所のインフラ設備等(一次側設備)	●	
床頭台等設置場所のインフラ設備等(一次側設備以外)		●
床頭台等の保守管理に係る費用		●
床頭台等の利用申込集金に係る費用		●
光熱水費、PHS	●	
消耗品(清拭に係るもの、リモコンの電池、柔軟剤入り洗剤等)		●
日常清掃において生じる廃棄物の処分に係る費用	●	
廃棄物(家電リサイクル費用を含む)の処分に係る費用		●
床頭台等の故障による修理費用		●
患者の故意又は過失により発生した床頭台等の修理費用	患者本人 又は病院	
病院の故意又は過失により発生した床頭台等の修理費用	●	
事業者の故意又は過失により発生した床頭台等の修理費用		●
床頭台等の移設が必要となった場合の移設に係る費用		●
契約終了の際の原状回復に係る費用		
床頭台等の搬出に係る費用		●

10 床頭台等設備

患者が利用することを踏まえ、安全性、利便性に配慮した設備を導入し、床頭台等の利用方法及び利用料金が容易にわかる取扱説明書をすべての床頭台ユニット、洗濯乾燥機に備え付けること。

床頭台ユニットにおいて、課金又は無課金の設定が必要な場合は、病院職員が容易にその設定を行うことができる仕様であること。

また、設備の故障等による不具合が生じた場合に備え、床頭台ユニットについては適切な数量の予備を確保すること。

【床頭台等設備一覧】

床頭台ユニット	A 床頭台	コンセント	課金対象
		コンセント以外	—
	B テレビ	入院案内放送	—
		入院案内放送以外	課金対象
	C 冷蔵庫		課金対象
	D セーフティーボックス		—
E ベッドサイド端末		—	
F アーム式テレビ			—
G スタンド式テレビ			—
H 洗濯乾燥機			課金対象

【床頭台等設備の仕様】

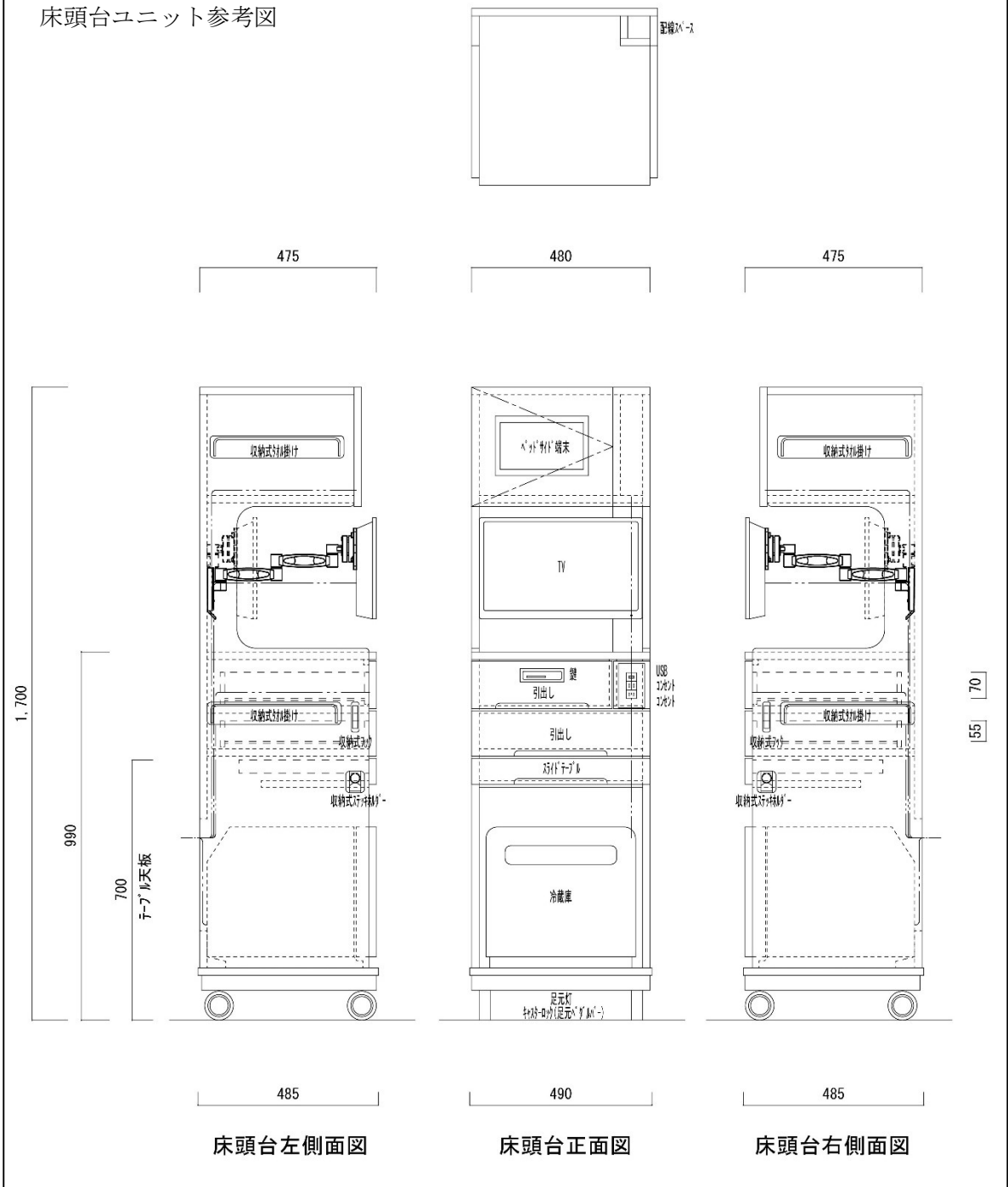
A 床頭台

- 1) 外形寸法は、ベッド横に設置できる大きさで、横幅 500mm 以下、奥行 525mm 以下、高さ 1,700mm 以下とし、ベッドサイドロッカーと同サイズとすること。
- 2) 主材質は、木製で濃度の高い薬液を使用した清拭に耐えうるものであること。また、色は、病院と協議して決定すること。
- 3) キャスターによる移動ができ、キャスターは、足元ペダルにより 4 輪一括でロックができること。また、転倒防止に配慮すること。
- 4) ストッパー機能付きのスライドテーブルを備えること。
- 5) 引き抜けない構造の引き出しを 2 段備え、1 段を D セーフティーボックスとすること。
- 6) 人感センサー式の足元灯を備えること。
- 7) AC 100V のコンセント差込口 2 口と USB 差込口 1 口を前面に備えること。
- 8) 収納式タオル掛けを両側面の上下に 4 箇所備えること。
- 9) 収納式ステッキホルダーを両側面に 2 箇所備えること。
- 10) 収納式フックを両側面に 2 箇所備えること。
- 11) 移動時に支障がないよう、電源ケーブルや同軸ケーブルの収納に配慮されていること。

B テレビ

- 1) 画面サイズ 19 型以上の液晶テレビとすること。
- 2) 地上デジタル、BS、CS チューナーを内蔵していること。
- 3) イヤホン端子がパネル前面にあり、分かりやすく表示されており、イヤホンは市販品が使用できること。
- 4) 折畳式固定金具を床頭台背面へ取付け、使用時以外は背面側へ収納可能であること。また、患者が容易に上下左右に角度を調整することができること。
- 5) リモコンは、極力操作が簡単なものとする。また、ストラップを取り付けること。
- 6) 入院案内放送が視聴できること。

床頭台ユニット参考図



C 冷蔵庫

- 1) 容量 20 リットル以上の冷蔵庫（保冷庫は不可）であること。
- 2) 引き出し式であること。
- 3) 静音、低振動設計で、ベルチェ方式であること。
- 4) 閉め忘れ防止機能を有すること。
- 5) 稼働状況がランプ等の目視で確認できること。

D セーフティボックス

- 1) A4 サイズが収納できる寸法であること。
- 2) 引き出し奥への荷物落下を防ぐ構造であること。
- 3) 鍵はビースライド錠であること。（鍵紛失に備えマスターキー対応できること。）

E ベッドサイド端末

[ハードウェア]

- 1) 10 インチ以上の液晶画面を有し、タッチパネル式で容易に操作が行えること。
- 2) 床頭台へ埋込設置すること。
- 3) 濃度の高い薬液を使用した清拭に耐えうるものであること。
- 4) Mifare、Felica、ISO15693 の通信規格すべてに対応するリーダ・ライタ機能を有する機器を内蔵又は USB 接続して搭載すること。
- 5) 無線 LAN・有線 LAN 共に利用できる仕様であること。
- 6) 無線 LAN は、5GHz に固定して通信すること。
- 7) 日時を正確に補正する機能を有すること。

[システム]

- 1) 亀田医療情報株式会社製電子カルテ K a i (以下、電子カルテ) 内のデータベースと連携し、当院の指定する下記の項目情報を自動的にリアルタイムで表示・更新すること。

項目情報	概要
患者基本情報	電子カルテに登録された患者名、担当医療従事者名
電子ピクトグラム	電子カルテに登録された注意事項を絵文字表記
禁忌・アレルギー	電子カルテに登録された禁忌・アレルギー情報
感染経路	電子カルテに登録された感染経路情報
転倒転落危険度	電子カルテに登録された転倒転落危険度情報 (I・II・III)
患者スケジュール	電子カルテに登録された検査、手術、リハ、処置、指導等の患者スケジュール
救護区分	電子カルテに登録された救護区分情報
離床先表示	リハ中、検査中、外出中等の患者離床先
患者へのお知らせ	患者や家族へ向けたお知らせ
時計・カレンダー	—
患者詳細情報	電子カルテに登録された患者 ID、手術日、入院日、緊急連絡先等
検査結果	電子カルテに登録された血算、生化学、検尿等
経過表	電子カルテに登録されたバイタル情報

- 2) 同姓同名の患者が複数入院している場合は自動的にアラート表示がされる仕様であること。
- 3) 消灯時間帯 (消灯から起床までの時間) は自動で画面が暗転し、画面タッチで一定時間点灯、指定時間経過後に自動で暗転する機能を有すること。
- 4) 表示画面は、通常表示されるメイン画面と、許可された職員が操作し認証された際に表示されるサブ画面の構成とする。
- 5) 床頭台ユニットを移動させる際には、表示されている情報が消えないこと。
- 6) 導入、運用開始後であっても、仕様の追加・変更・削除には柔軟に対応すること。
- 7) 電子カルテ側で退院処理実施された際に、自動で患者情報が解除されること。
- 8) 患者の退院時には手動による初期化も可能な仕様であること。

9) 電子カルテ更新による仕様変更等には柔軟に対応すること。

[セキュリティ]

- 1) 患者の入院時には、患者氏名・患者ID等を用いた画面検索による患者認証を行う仕様であること。
- 2) 端末の紛失又は盗難があった場合に備え、端末内に保有・保存できる患者情報は患者IDのみとし、患者情報等は端末内に保有・保存しない仕様であること。
- 3) 複数の端末に同一患者情報が重複表示されない仕組みを構築すること。
- 4) 任意の時間の無操作状態の継続、または所定の操作により指定した部分の情報が隠れるなど個人情報に配慮すること。
- 5) 患者認証を経て表示された、患者も参照できる電子ピクトグラムや患者スケジュール等の医療情報を含む画面から、当院が指定する詳細診療情報参照画面等の職員専用画面に遷移するにあたっては、暗証番号等による職員認証が必要な仕様とすること。
- 6) 外部に患者情報が流出しないセキュリティ機能を有すること。

[システムサーバ]

- 1) 2台以上の冗長化構成であること。
- 2) CPUは、8コア以上であること。
- 3) メモリは、16GB以上であること。
- 4) ストレージは RAID1 以上、500GB 以上の構成であること。
- 5) OS はサーバ用又はエンタープライズ向けの仕様であること。
- 6) 電源は冗長化構成であること。
- 7) 当院サーバ室内のラックにマウントする仕様であること。
- 8) 障害時に早期復旧できるようバックアップの仕組みを構築すること。

F アーム式テレビ

- 1) 画面サイズ 13 型以上の液晶テレビとすること。
- 2) 地上デジタル、BS、CSチューナーを内蔵していること。
- 3) 操作しやすいようにハンドル又はグリップが付属されていること。
- 4) 操作ボタン、イヤホン端子がパネル前面にあり、分かりやすく表示されており、イヤホンは市販品が使用できること。
- 5) 患者が容易に上下左右に角度を調整することができること。
- 6) リモコンは、極力操作が簡単なものとする。また、ストラップを取り付けること。

G スタンド式テレビ

- 1) 画面サイズ 13 型以上の液晶テレビとすること。
- 2) 地上デジタル、BS、CSチューナーを内蔵していること。
- 3) 操作ボタン、イヤホン端子がパネル前面にあり、分かりやすく表示されており、イヤホンは市販品が使用できること。
- 4) キャスターによる移動ができること。また、転倒防止に配慮すること。
- 5) リモコンは、極力操作が簡単なものとする。また、ストラップを取り付けること。



既存アーム式テレビ写真
(腎センター)



既存スタンド式テレビ写真
(腎センター)



既存アーム式テレビ写真
(外来化学療法)

H 洗濯乾燥機

- 1) 外形寸法は、横幅 600mm、奥行 700mm、高さ 1,300mm 程度であること。
- 2) 全自動式であり、洗濯容量が 6 kg 以上、乾燥容量が 3 kg 以上であること。
- 3) 柔軟剤入り洗剤が自動投入されること。
- 4) 洗濯物の盗難防止用セキュリティロック機能を有すること。
- 5) 課金方式は、コイン方式とすること。また、両替機を各設置場所へ設置すること。(コイン方式以外の有益な提案があれば、提案書にて提案すること。)



既存洗濯機・乾燥機写真

11 利用料金

課金対象設備		単位	利用料金
床頭台ユニット		日額・税込（定額制）	価格提案書に記載の金額 （500 円以下）
洗濯乾燥機	洗濯-乾燥（標準）	1 工程当たり・税込	価格提案書に記載の金額
	洗濯-乾燥（少量）	1 工程当たり・税込	
	洗濯のみ	1 工程当たり・税込	
	乾燥のみ	30 分当たり・税込	

12 放送受信契約及び放送受信料の支払い

床頭台等設置運営事業者は、自らの責任と負担において、本契約により設置したすべてのテレビについて、日本放送協会（NHK）と放送受信契約（種別は衛生契約とする。）の締結を行い、当該契約に基づき放送受信料を支払うこととする。また、放送受信契約締結後に、飯田市立病院へ当該契約を締結したことが分かる書類の写しを 1 部提出すること。

13 入院案内放送

飯田市立病院と打合せを行い、入院案内放送を製作し、テレビにて視聴可能とすること。また、内容に変更が生じた場合、その都度、床頭台等設置運営事業者の費用負担により修正すること。なお、当該データの著作権は、飯田市立病院に帰属するものとする。

14 床頭台等の運営

(1) 床頭台ユニットのメンテナンスサービス

① 日常メンテナンスサービス

- 1) 12月31日と1月1日を除く毎日9時から17時まで適切な人数を専任で常駐させて対応すること。
- 2) 毎日巡回し、退院患者の床頭台ユニットの清拭、メンテナンス及びベッドサイドロッカーの清拭を実施すること。
- 3) 床頭台ユニットの不具合がないか確認し、使用に支障がないよう対応すること。
- 4) 患者の忘れ物を発見した場合は、病棟責任者に報告し、忘れ物を届けること。
- 5) 患者がセーフティーボックスの鍵を紛失、破損した場合は一旦マスターキーで開錠し、速やかに鍵の交換を行うこと。
- 6) トラブル又は患者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

② 修理メンテナンスサービス

日常メンテナンスサービススタッフで対応できない修理メンテナンスについては、修理メンテナンス体制を構築し、修理等を実施すること。

③ ベッドサイド端末のメンテナンスサービス

- 1) 月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の9時から17時において、病院から障害発生連絡を受け付け、必要に応じて4時間以内に技術者を派遣し、修理及び点検に着手、復旧できる体制とすること。
- 2) 上記時間以外にも24時間365日当該連絡を受け付けられる時間外電話対応窓口を有する体制とすること。
- 3) システムサーバ及びベッドサイド端末の稼働状況を遠隔にて監視、メンテナンスを行える体制とすること。
- 4) 故障が発生した場合は速やかに交換できるよう、予めハードウェア予備機を用意すること。

(2) 床頭台ユニット利用者の受付、利用料金の収納

① 受付

- 1) 病院が指定するスペースの受付ブースにて、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の10時から17時において、適切な人数を専任で常駐させて対応すること。ただし、病院が契約している入院セット・紙オムツセット運営事業者と提携した場合、兼務は可能とする。
- 2) 入院患者に対して、説明資料を用いてわかりやすく説明すること。
- 3) 利用者との契約は、床頭台等設置運営事業者の責任で締結すること。

② 利用料金の収納

- 1) 利用者からの利用料金の集金業務は事業者の責任で行うこと。
- 2) 利用者の利便性を考慮した支払い方法を構築すること。

(3) アーム式テレビ・スタンド式テレビ

修理メンテナンス体制を構築し、担当部署からの要求に応じ、修理等を実施すること。

(4) 洗濯乾燥機

適宜巡回、点検を実施し、洗濯乾燥機のフィルター清掃、柔軟剤入り洗剤の補充及び両替機の硬貨の補充を行うこと。また、修理メンテナンス体制を構築し、担当部署からの要求に応じ、修理等を実施すること。

(5) 運営に伴う関係法令上の手続き

運営に伴い関係法令上必要となる関係機関への申請・届出等については、すべて床頭台等設置運営事業者において行うこと。

(6) 衛生管理

感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は直ちに手続きを行なうこととし、従業員又はその同居人が、感染症にかかった場合及びその疑いがあると判断された場合、下痢、腹痛、嘔吐、化膿傷等の症状がある場合には、直ちに飯田市立病院へ報告するとともに、当該従業員の業務停止や就業制限等の必要な措置を講ずること。

(7) 従業員の身なり

清潔感のあるユニフォーム及び名札を着用し、長い髪は後ろでひとつに束ねること。また、病院内での業務であることの自覚を持ち、癒しのある患者対応に努めること。

(8) 産業廃棄物の回収

運営に伴い発生した産業廃棄物の処分は、飯田市立病院の指示による分別を行なうことで廃棄物保管庫へ搬出することができる。ただし、廃棄物保管庫への搬出は床頭台等設置運営事業者が行うこと。搬出された産業廃棄物の処分費は、飯田市立病院が負担する。

(9) 全面禁煙

飯田市立病院の敷地内の全面禁煙を遵守すること。

(10) 転貸・委託の禁止

床頭台等設置運営事業者は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は貸借権を譲渡してはならない。

床頭台等設置運営事業者は、運営及び管理運営に必要な業務を第三者に委託してはならない。ただし、飯田市立病院の承諾を得た場合を除く。

(11) 災害緊急時

大規模災害の事象が発生した場合には、患者や来院者の安全確保に努め、飯田市立病院の事業継続に協力すること。

(12) 損害賠償

床頭台等設置運営事業者は、その責に帰すべき理由により賃貸借物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失または毀損による賃貸借物件の損害額に相当する金額を損害賠償として飯田市立病院に支払わなければならない。ただし、賃貸借物件を原状に復した場合はこの限りではない。

運営にあたり、飯田市立病院及び患者を含む第三者に損害を与えたときは、床頭台等設置運営事業者の責任においてその損害を賠償すること。

(13) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

飯田市立病院が公用又は公共用に供するための必要が生じたとき、その他飯田市立病院が必要と認めたときに賃貸借契約の解除をした場合においては、床頭台等設置運営事業者は当該契約解除によって生じた損失の補償を飯田市立病院に請求しないものとする。

床頭台等設置運営事業者は、賃貸借物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費の必要経費及びその他の費用を飯田市立病院に請求できないものとする。

(14) 原状回復

賃貸借契約期間満了の日又は契約が解除された場合は飯田市立病院の指定する期日までに、自己の負担で賃貸借物件を原状に回復して返還しなければならない。床頭台等設置運営事業者が原状回復の義務を履行しないときは、飯田市立病院がこれを行なって、その費用を床頭台等設置運営事業者に請求することができる。この場合において、床頭台等設置運営事業者は、いかなる異議も申し立てることはできない。

(15) 契約の解除又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除又は変更をすることがある。

- ①飯田市立病院が公用又は公共用に供するための必要が生じたとき、その他飯田市立病院が必要と認める場合。
- ②床頭台等設置運営事業者が本仕様書の内容に違反したとき。
- ③床頭台等設置運営事業者が応募資格を偽り、又はその他不正な手段によってこの契約をしたとき。

15 契約の締結

別紙「飯田市立病院床頭台等設置運営事業に係る契約書(案)」により契約書を作成するものとする。

16 その他

- (1) 運営にあたり、旧運営事業者と協力し合いながら、円滑な新旧の入替に努めること。
- (2) 床頭台等設置運営事業者は、この運営業務の実施に際して知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。
- (3) 床頭台等設置運営事業者の従業員駐車場は、「飯田市立病院通勤車両友の会」へ加入することで指定駐車場を駐車場1台あたり600円/月の会費で使用することができる。
- (4) 契約の締結後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、必要に応じて床頭台等設置運営事業者は飯田市立病院と協議の上、決定及びその指示に従うこと。